

工業用地の確保と有効利用について

『平成30年度 政策提言会 平成30年8月22日より』

令和2年11月21日

西条市議会議員 真鍋顕伸

西条市の主な工業用地の状況

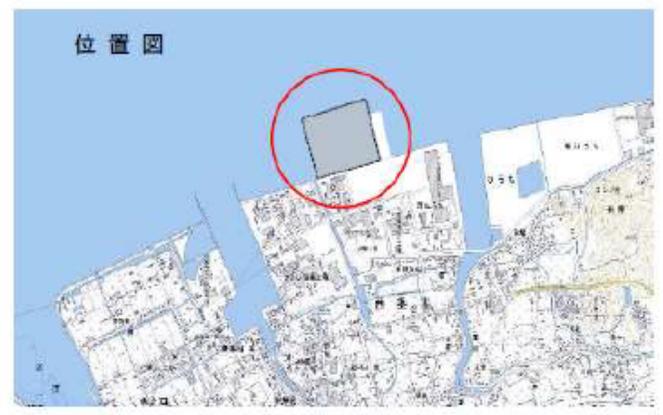


-  : 工業用地区画
-  : 西条市所有の工業用地としてこのエリア内に新規整備(約20ha)
-  : 太陽光発電
-  : 令和4年以降の工業用地(別紙資料参照)
-  : 水素関連企業用地

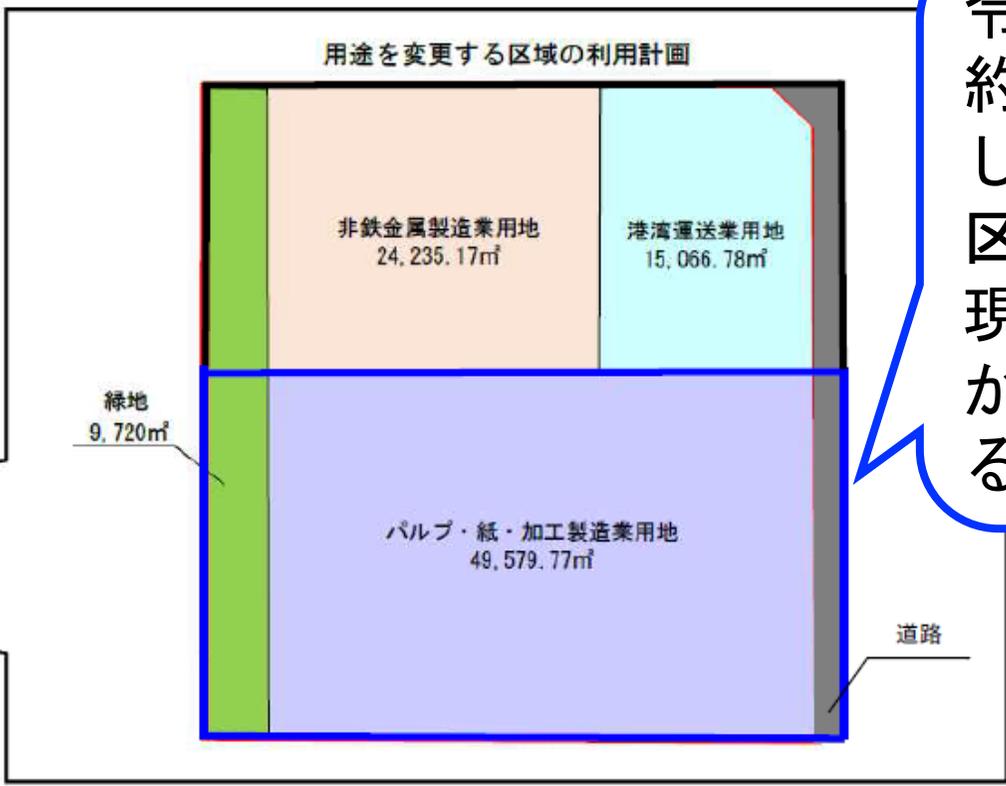
課題と提言内容

課題	<p>企業誘致や企業業績の好調を背景に、税収が伸びている中で、生産年齢人口が減少していく事は、今後、景気が低迷した場合に、更に生産年齢人口の減少を招き、ひいては、若者の流出を加速させてしまう事が予想される。若者の本市への定着や転入の大きな判断は、将来を設計できる収入である仕事の選択にある。そのような状況下で、現在、本市が所有する工業用地がなく、また近い将来埋め立てが完了する45haの工業用地についても、大部分は、既に立地している大手企業への売却が予想される。今後、新たな企業誘致として、大企業／中小企業／個人起業に分けて工業用地の確保や、条例制定及び、施策の展開が必要である。</p>
提言①	<p>西条市所有の工業用地として西条市港に約20haの新規整備をする。</p>
提言②	<p>既存企業が所有する、または、今後取得する工業用地について、太陽光発電については、新たな設置はできない条例を制定する。</p>
提言③	<p>既に、既存企業が所有する工業用地に太陽光発電が設置されている場合であっても、その用地に対して、新たな企業誘致や将来の西条の工業発展に繋がると判断された場合は、再度、所有する企業に売却や借地への交渉を強く実施する。</p>
提言④	<p>現在、埋め立てを実施している令和4年以降の工業用地(別紙資料)に対して、愛媛県が売却側となるが、中小企業、個人起業の促進につながる様に、西条市側との連携を早い段階から決定していく事とする。</p>
提言⑤	<p>水素関連事業として、新規企業が2016年に取得した、敷地 約10ha、延べ床面積：86,400㎡の工業用地に対して、未使用部分に対して、西条市が仲介役となり、新たな企業誘致場所として位置づける。</p>

埋立地の用途（変更前）



用途を変更する区域の利用計画



埋立地の用途（変更後）



現在埋立中

令和2年4月約5.7haが新しく西条市の区域となった。現在は愛媛県が所有している。